

青森県報

第四千六十三号

平成二十七年
十月二十三日
(金曜日)

目次

訓 令

青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程……………

(地域活力振興課) …… 一

告 示

広域連合の規約の変更……………
准看護師試験の施行……………
保安林の指定施業要件の変更予定……………

(市町村課) …… 一
(医療業務課) …… 二
(林政課) …… 二

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………
建設業者の許可の取消し……………

(行政経営管理課) …… 三
(県民地域) …… 三

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………

(県民地域) …… 四

訓 令

青森県訓令第十五号

行 政 中 一 般
西 北 地 域 県 民 局

青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県西北地域空き家利活用システム効果検証事業費補助金の交付に関する事務の西北地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百十三条の規定により、西北地域県民局長に、平成二十七年十月九日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 西北地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 西北地域県民地域連携部長は、第二条の規定により西北地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、西北地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、西北地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を西北地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、西北地域県民局の地域連携部

長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ西北地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び西北地域県民局地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので西北地域県民局地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ西北地域県民局地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、津軽広域連合の規約の変更を平成二十七年十月十三日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十七年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百三十号

平成二十八年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成二十八年二月十日（水）
- 2 場所 青森市大字横内字神田二一

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十七年十二月七日（月）から同月十一日（金）まで。ただし、郵送する場合は、同月十一日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局健康福祉部保健総室、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

青森県告示第七百三十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町新田二九〇の四六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市富田一丁目一九の二〇、二二の六	学校用地	五、三五九・〇〇

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

東京都千代田区丸の内二丁目七の二 東急リハビリ株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十七年十二月十四日 午前九時から

平成二十七年十二月二十一日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十八年一月十四日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十七年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大久保工務店
- 二 代表者の氏名 大久保 和広
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字一本木沢二七二の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第一六七九六号
- 五 取消年月日 平成二十七年十月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、屋根、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年九月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十月二十三日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	齋藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	平成 三〇・九二就任
" "	齋藤 隆	大字堀越字柏田七〇	" "
" "	工藤 武俊	大字石川字春仕内一八の四	" "

監事	齋藤 新一	大字堀越字柳田一五五の一	" "
" "	竹内 兼弘	大字石川字中川原一三の二	" "
" "	下山 昭弘	大字堀越字柏田七三の三	" "
" "	岩山 登	大字石川字村元一七	" "
監事	池田 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	" "
" "	長内 孝之	大字清水森字村元一一の六八	" "
理事	齋藤 秀弥	大字石川字長者森七七の二	三〇・九二退任
" "	小笠原 求	字石川七五の一	" "
" "	齋藤 鉄男	字村元四五	" "
" "	工藤 武俊	字春仕内一八の四	" "
" "	工藤 正川	字石川二	" "
" "	秋元 定三	字岸田八二の二	" "
" "	下山 昭弘	大字堀越字柏田七三の三	" "
" "	齋藤 新一	字柳田一五五の一	" "
" "	齋藤 隆	字柏田七〇	" "
監事	池田 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	" "
" "	小田桐 宏	字下村元六四の四	" "

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭